

写

議案第二十一号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年 参月 廿日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正する条例

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和四十五年三朝町条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県立農業経営大学校（本科）」を「鳥取県立農業^業経営大学校本科（以下「~~農業~~高等学校等」という。）に改める。

第二条第一号中「の入学選抜試験に合格した者又は同校」を削る。

第四条の表を次のように改める。

区 分		金 額
農業高等学校	月額 入寮者	六千円
	自宅等通学者	三千円
鳥取県立農業経営 大学校	月額	三千円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年年度の奨学資金から適用する。